主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

当審における未決勾留日数中五〇日を本刑に算入する。

理 由

弁護人井上忠己並びに被告人の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に 当らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号、一八一条刑法二一条により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年五月三一日

最高裁判所第一小法廷

裁判]長裁判官	岩	松	Ξ		郎
	裁判官	澤	田	竹	治	郎
	裁判官	眞	野			毅
	裁判官	齋	藤	悠		輔